



## 医療安全通信 第49号

## 【薬局部医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

### 適応部位の異なるリンデロンの外用液剤について

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の「共有すべき事例」2018年 No. 2には『適応の異なるリンデロンの外用液剤が誤処方』された事例が掲載されています。  
[http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing\\_case\\_2018\\_02.pdf](http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2018_02.pdf)

#### ◆ 事例の内容

点眼・点鼻用リンデロンA液が点耳の指示で処方された。点眼・点鼻用リンデロンA液の用法が目と鼻への使用のみであることに気付かず、処方通りに調剤し交付した。交付後、疑義照会すべきであったことに気づき処方医に疑義照会を行ったところ、リンデロン点眼・点耳・点鼻液0.1%に変更になった。

#### ◆ 背景・要因

点眼・点鼻用リンデロンA液について、知識不足と確認不足があったと思われる。

#### ◆ 薬局が考えた改善策

点眼・点鼻用リンデロンA液を調剤する際は、薬袋に「点眼・点鼻」と印字し、鑑査者がどちらかを○で囲むことにした。これにより、誤って点耳薬として処方された場合でも間違いに気づきやすくなると考えた。

#### ◆ その他の情報

点眼・点鼻用リンデロンA液の添付文書（一部抜粋）

##### 【用法・用量】

＜用法・用量に関連する使用上の注意＞

中耳炎、鼓膜穿孔のある患者において、本剤の点耳、耳浴により、非可逆性の難聴が発現するおそれがあるので、耳内へは投与しないこと。

#### ◆ 事例のポイント

○本事業には、この事例のように処方医が点眼・点鼻用リンデロンA液とリンデロン点眼・点耳・点鼻液0.1%を間違えて処方した事例以外にも、薬剤師が取り違えて調剤した事例も複数報告されていることから、この二剤のいずれかを調剤する際は注意が必要である。

○処方監査や調剤での誤りを防ぐためには、できるだけ具体的な対策を立てることが有効である。報告薬局のように、それぞれの薬局のシステムや実状に即した改善策を立て、実行することが望ましい。

【原文のまま抜粋】

商品名リンデロンの外用液剤には適応部位が異なる複数の製剤があり、特に、**点眼・点鼻用リンデロンA液の耳内への投与は非可逆性の難聴が発現するおそれがある**ため、注意が必要です。

薄紫色の  
キャップ



白色の  
キャップ



薄黄色の  
キャップ



商品名	リンデロン 点眼液 0.01%	リンデロン 点眼・点耳・点鼻液 0.1%	点眼・点鼻用 リンデロン A液
後発品	なし	サンベタゾン眼耳鼻科用液0.1% リノロサルル眼科耳鼻科用液0.1% ベルベゾン眼耳鼻科用液0.1% リンベタPF眼耳鼻科用液0.1%	ベルベゾンF点眼・点鼻液
一般名	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム点眼液0.01%	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム点眼点耳点鼻液0.1%	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム・フラジオマイシン硫酸塩点眼・点鼻液
用法	点眼	点眼／点耳／点鼻／耳浴／ ネブライザー／タンポン	点眼／点鼻／ネブライザー ／タンポン

**耳内へは  
投与しない！**